



平成 27 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 日本精工株式会社
代 表 者 名 代表執行役社長 内山 俊弘
(コード：6471 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役常務 総務部長 池村 幸雄
(TEL 代表 03-3779-7111)

ストック・オプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社は、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条に従って、本日開催の取締役会において、当社の取締役、執行役、使用人及び当社関係会社の取締役に対して、ストック・オプションとして割り当てる新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、新株予約権の行使に際しての払込金額、その他未定の部分は、当該新株予約権の発行予定日である平成 27 年 8 月 21 日に決定する予定です。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社の業績と当社の取締役、執行役、使用人及び当社関係会社の取締役の受ける利益とを連動させることにより、当社グループとして業績向上に対する貢献意欲を高め、もって株主の利害との一致を図ることを目的とする。

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

| | | |
|------------|------|--------|
| 当社取締役 | 12名 | 2,320個 |
| 当社執行役 | 29名 | 3,540個 |
| 当社使用人 | 56名 | 1,680個 |
| 当社関係会社の取締役 | 12名 | 660個 |
| 合計 | 109名 | 8,200個 |

上記総数は割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の内容及び数

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 820,000株とする。

なお、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整

により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(2) 発行する新株予約権の総数

8,200個とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

但し、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使による場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

(4) 新株予約権の行使期間

平成27年8月21日から平成37年7月29日までとする。

(5) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。

但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日（但し、権利行使期間内）までに限り、行使することができる。

新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部

を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。

(6) 新株予約権の取得事由

新株予約権の割当を受けた者が上記(5)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき(株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得できる。

(7) 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額(但し、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(9) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転(以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使期間

上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

その他行使条件及び取得事由

上記(5)及び(6)に準じて定めるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する

事項

上記(8)に準じて定めるものとする。

新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

4. 新株予約権の払込金額の算定方法

各新株予約権の払込金額は、二項モデルによって算定した新株予約権の1株当たりの公正価値(1円未満の端数は切り上げ)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、上記により算出される金額は新株予約権の公正価格であり、有利発行には該当しない。また、割当てを受ける者が当社に対して有する金銭債権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される。

5. 新株予約権の割当日

平成27年8月21日

6. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成27年8月21日

以 上